

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程等の特例に関する規程

制定 平成21年4月1日 規程第301号
最近改正 平成27年4月1日

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1並びに別表第2の規定の適用を受ける職員（ただし、平成24年11月1日改正後の給与規程附則第4項及び第5項の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、平成27年4月から平成30年3月までの各月分に限り、給与規程の規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 給与規程別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに給与規程別表第2規定の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの 100分の5.5

ただし、再雇用職員については、100分の2.5

(2) 給与規程別表第1の適用を受ける職員（再雇用職員を含む）で1級及び2級であるもの並びに給与規程別表第2の適用を受ける職員（再雇用職員を含む）で4級以下のものは次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

○別表第1の適用を受ける職員

職務の級	減額率
2級（主任級）	3.5%
ただし、50歳以上の場合	4.5%
1級	2.5%
ただし、40歳以上の場合	3.5%
ただし、50歳以上の場合	4.5%

※年齢については各年度初日の満年齢

再雇用職員（1級・2級とも 年齢不問） 2.5%

○別表第2の適用を受ける職員

職務の級	減額率
4級（主任級）	3.5%
ただし、50歳以上の場合	4.5%
3級	2.5%
ただし、40歳以上の場合	3.5%
ただし、50歳以上の場合	4.5%
2級	1.5%
ただし、30歳以上の場合	2.5%
ただし、40歳以上の場合	3.5%
1級	1.5%
ただし、30歳以上の場合	2.5%

※年齢については各年度初日の満年齢

再雇用職員（1級から4級まで 年齢不問） 2.5%

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額（第3号に掲げる手当にあっては、給料月額に給料の調整額を加えた額）とする。

- (1) 給料の調整額
- (2) 給与規程第16条の2第1項の規定による地域手当、給与規程第11条第1項の規定による管理職手当
- (3) 給与規程第22条の規定による超過勤務手当
- (4) 給与規程第27条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (5) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程第1条の規定による退職手当

第3条 給与規程第11条第2項の適用を受ける職員の管理職手当の月額、平成27年4月から平成30年3月までの各月に限り、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額から100分の5に相当する額を減じた額とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、給与規程第11条第2項の規定による管理職手当の月額とする。

- (1) 給与規程第16条の規定による地域手当
- (2) 給与規程第27条の規定による期末手当及び勤勉手当

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。